

コンサルティング業務契約書

乙所定の申込フォームを通じて本契約の申込みを行う者（以下「甲」という。）と 合同会社Skillful Sailor（以下「乙」という。）は、甲が、乙の運営するウェブサイト（URL: <https://fukugyou-tenbai.com/ten>）に表示された提供条件および下記に定める契約条項を確認の上、自らの意思と責任において申込みを行い、乙がこれを承諾したことにより、以下のとおりコンサルティング業務契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、甲は、自己が事業者（法人または個人事業主）として、自己の事業のために本契約を締結するものであることを、乙に対して表明し、保証する。また、甲及び乙は、本契約は、特定商取引法に定める電話勧誘販売または業務提供誘引販売取引に該当しないことを相互に確認する。

第1条（目的及び性質）

- 1 甲は乙に対し、甲の輸出物販事業に関するコンサルティング業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。本契約は、本業務を円滑に遂行することを目的とする。
- 2 本契約は準委任契約とし、乙は、本業務の遂行にあたり、善良なる管理者の注意をもって専門的知見を提供するものとするが、本業務が甲の特定の目的に適合すること、甲に特定の成果（甲の売上・利益の増加、事業目標の達成を含むがこれらに限られない。）をもたらすこと、および本業務の提供する情報や助言が有用であることを、明示または黙示を問わず、何ら保証するものではない。

第2条（契約の内容）

- 1 乙は、甲の輸出物販事業に対して助言および指導を行うサービスを提供するものとし、甲は、次の各号いずれかのコースを選択する。

（1）通常コース

（2）プラチナコース（合宿あり）

- 2 本契約における前項で定める全てのコースに共通する具体的な本業務の内容は、次のとおりとする。

（1）チャットを通じた質疑応答

甲のチャットワークを用いた質問及び相談に対し、乙は、原則として乙の翌営業日までに回答を行うものとする。ただし、相談及び質問の複雑さ等によってはこの限りではない。

(2) Zoomを用いた個別指導

原則として、1カ月に4回行う。1回の指導は最大1時間とする。

(3) オンラインまたはオフラインでの定期勉強会の開催

オンラインでの定期勉強会は、原則として月に8回1時間～1時間30分程度で行う。オフラインでの定期勉強会は、原則として1か月に1回4時間～5時間程度で行う。

(4) マインド特化講師によるマインドセットに関する助言

原則として、1ヶ月に1回行う。1回の時間は最大30分とする。

3 本契約における第1項で定めるプラチナコース(合宿あり)のみに適用する具体的な本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 合宿による個別指導

合宿は、1日間で行う。なお、日程については、甲の希望を考慮したうえで、甲及び乙の協議により定める。

第3条(外部プラットフォームの利用に関する特則)

1 甲および乙は、本業務がeBay等の第三者が運営するプラットフォーム(以下「外部プラットフォーム」という。)の利用を前提として提供されるものであることを確認する。

2 甲は、外部プラットフォームの利用規約、仕様、および運営方針等を自己の責任において遵守するものとする。

3 甲のアカウントが外部プラットフォームの運営者の判断により利用停止、制限、または閉鎖(以下「利用停止等」という。)された場合、その原因は乙の管理の及ばない外部の判断によるものと、甲乙は相互に確認する。

4 乙は、前項の事態に対し、解決に向けて誠意をもって助言を行う。ただし、乙はアカウントの復旧を保証するものではなく、また、当該利用停止等に起因して甲に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

5 甲は、第3項の事態が本契約の解除または報酬の返金の理由とはならないことを、あらかじめ承諾する。

第4条(契約期間)

1 本契約の有効期限は本契約締結日より12ヶ月間とする。

2 甲が契約期間中に解約を申し出た場合であっても、法令に別段の定めがない限り、乙は既に受領した報酬の返還を行わないものとする。

第5条 (報酬と報酬の支払時期)

甲は、本契約の申込み手続きと同時に、乙がウェブサイト上で指定する方法により、乙に対して別紙に定める報酬の全額を支払うものとする。振込手数料その他支払に要する費用は、甲の負担とする。

第6条 (費用負担)

1 甲は、自己の責任と費用負担において、本業務の遂行に必要となる、または乙が推奨する第三者の提供するツール、ソフトウェア、またはサービス等(以下「外部ツール等」という。)の契約、導入、設定、および利用環境の維持を行うものとする。乙は、外部ツール等の機能、動作、安全性、アップデート、仕様変更、およびその利用に起因して甲に生じた一切の損害について、何らの責任も負わないものとする。

2 第2条(3)に定めるオフラインでの定期勉強会(以下「オフライン勉強会」という。)に参加するための甲の交通費および宿泊費等は、全て甲の負担とする。

3 合宿の会場費については、原則として乙の負担とする。ただし、甲の希望により、乙が通常指定する場所以外で合宿を開催する場合、それに伴い発生する会場費、乙の交通費および宿泊費等の実費は、甲が負担するものとする。

4 前2項に基づく費用負担が生じた場合、甲は、乙の指定する方法で、請求書受領後14日以内に当該費用を支払うものとする。なお、振込手数料その他支払に要する費用は甲の負担とする。

第7条 (知的財産権)

1 本業務の遂行にあたり乙が甲に提供する、テキスト、動画、資料、その他一切の著作物に関する著作権その他全ての知的財産権は、乙または乙に権利を許諾した第三者に帰属する。

2 甲は、理由の如何を問わず、乙の書面による事前の承諾なく、第1項の著作物を第三者に譲渡、貸与、開示、もしくは利用許諾し、または自らの事業に利用する等、前項に定める目的の範囲を超えて利用してはならない。

第8条 (再委託)

乙は、自己の裁量と責任において、本業務の全部または一部を、適切な第三者に再委託することができるものとする。この場合、乙は、再委託先に対して本契約における自己の義務と同等の義務を負わせ、その履行について一切の責任を負うものとする。

第9条 (秘密保持)

1 甲および乙は、本業務の遂行に関連して知り得た相手方の業務上・技術上の一切の情報（以下「秘密情報」）を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。万一これに違反した場合、違反当事者は、相手方に対して損害を賠償する責任を負うものとする。

2 甲および乙は、本契約が終了した場合または相手方から要求があった場合、相手方の指示に従い、秘密情報を速やかに返還または破棄するものとする。

第10条（契約の解除）

1 甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当の期間を定めて書面による是正の催告をしたにもかかわらず、当該期間内にその違反が是正されないときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

2 前項の定めにかかわらず、甲または乙は、相手方が次の各号のいずれか一つにでも該当した場合には、何らの催告を要することなく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

（1）差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、または競売の申立てを受けたとき

（2）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立てがあったとき

（3）手形もしくは小切手を不渡りにし、またはその他支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき

（4）解散したとき（合併の場合を除く。）、または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡したとき

（5）監督官庁より事業の取消し、停止等の処分を受けたとき

（6）相手方に対する重大な背信行為、名誉毀損、または乙の事業を妨害する行為があったとき

（7）反社会的勢力であること、または反社会的勢力と関係があることが判明したとき

（8）その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

3 本条に基づく解除は、解除権者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第11条（損害賠償）

1 乙が本契約の履行に関し、その責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合、乙が甲に対して負う損害賠償責任の範囲は、当該事由に起因して甲に現実に発生した直接かつ通常の損害に限られるものとする。

2 前項において乙が負う損害賠償責任の累計額は、その原因の如何を問わず、本契約に基づき甲が乙に対して支払った報酬の総額を上限とする。

3 前2項の定めは、乙に故意または重大な過失があった場合には適用されない。

第12条 (不可抗力)

1 本契約のいずれかの当事者が、天災地変、戦争、内乱、テロ、暴動、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、労働争議、火災、停電、通信回線・システムの障害、感染症のまん延、サイバー攻撃、その他自己の合理的な支配を超える事由(以下「不可抗力」という。)により、本契約上の義務の全部または一部の履行を遅延し、または履行不能となった場合、当該当事者はその責を負わないものとする。

2 不可抗力により乙が本業務の全部または一部の履行を遅延または不能とした場合であっても、既に受領した報酬の返還義務を負わないものとする。

第13条 (反社会的勢力の排除)

1 甲および乙は、相手方に対し、自己が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、その他これらに準ずる者をいう。)に該当しないこと、および、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や不当な要求等の反社会的な行為を行わないことを表明し、保証する。

2 甲または乙は、相手方が前項の保証に違反したと合理的に判断した場合には、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除した当事者は、当該解除によって相手方に生じた損害について、一切の賠償義務を負わないものとする。

第14条 (協議事項) 本契約に定めのない事項または本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合、甲および乙は、民法その他関連法規および商慣習に基づき、誠意をもって協議の上、円満にこれを解決するものとする。

第15条 (準拠法および合意管轄)

1 本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法に準拠するものとする。

2 本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)については、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条 (存続条項)

本契約が期間満了、解除その他の事由により終了した場合であっても、第5条(報酬)、第7条(知的財産権)、第9条(秘密保持)、第10条第3項(解除時の損害賠償)、第11条(損害賠償)、第13条(反社会的勢力の排除)、第15条(準拠法および合意管轄)、および本条の定めは、その性質に鑑み、引き続き有効に存続するものとする。

第17条(契約の成立および書面の保管)

1 本契約は、甲が乙の指定するウェブページ(以下「本LP画面」という。)上に表示された契約条項および提供条件を確認のうえ、申込み手続(チェックボックスへのチェックおよび申込ボタンのクリック等)を完了したことにより、甲からの申込みがあったものとし、乙がこれを承諾する旨の通知を甲に対して発信した時点で、契約が成立するものとする。

2 乙は、成立した本契約の内容を示す書面(電磁的記録を含む。以下同じ)を、PDFファイルその他乙が適切と判断する形式により作成し、甲がダウンロードできる状態で提供するものとする。乙は、当該契約書面を、甲の指定した電子メールアドレス宛にも遅滞なく送付する。

3 甲および乙は、前項に基づき受領した契約書面(電磁的記録)を、契約の原本として各自誠実に保管するものとする。

4 なお、本契約を紙媒体により締結する場合には、甲乙各自が署名押印のうえ、原本または写しを各自保管するものとする。

甲(住所)

(名称)

乙(住所) 東京都豊島区池袋2丁目60番6号キムスビル池袋2階

(名称) 合同会社Skillful Sailor 代表社員 水田圭祐